経営リスク保険制度のご案内

(生協役員賠償責任保険・雇用慣行賠償責任保険)

※雇用慣行賠償責任保険の取り扱い開始にともない、2023 年度より制度名称を「経営リスク保険制度」に変更いたしました。



2023 年度より『雇用慣行賠償責任保険』を追加しました

- ✓ 2020年6月1日より職場におけるパワーハラスメント防止対策が強化され、職場におけるハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務になり、社会の「ハラスメント」に対する意識はこれまで以上に高まっているといえます。ひとたびハラスメントの問題が発生すると、組合員や取引先への信頼を損なうほか、貴重な人材を失う等の大きな損失の恐れがあります。
- ✓ 近年、社会的に「雇用慣行」や「雇用・採用・解雇」に関する訴えが増加傾向にあります。このような事態がおこった場合の「生協が被る賠償責任費用」「発生時の訴訟対応やコンサルティング費用」等の発生に備えて、2023年度より任意で「雇用慣行賠償責任保険」に加入できるようになりました。雇用慣行賠償責任保険は、生協役員賠償責任保険では対象とならなかった「生協法人」「従業員」も対象とすることができますので、生協役員賠償責任保険とセットでの加入をご検討ください。

(雇用慣行賠償責任保険のみのご加入はできません)

目 次

Ι.	. 経	営リスク保険制度について	01
	1.	経営リスク保険制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	01
	2.	制度の商品構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	02
	3.	経営リスク保険制度の加入方法と雇用慣行賠償責任補償の対象者について ・・・・・・	03
п	. 生	協役員賠償責任保険	04
	1.	生協役員賠償責任保険とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	04
		保険契約者と被保険者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		保険期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4.	お支払いする保険金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	06
	5.	保険金をお支払いできない主な場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	06
	6.	期間中支払限度額および免責金額(自己負担額) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	08
	7.	自動付帯される特約	08
	8.	任意に付帯できる特約	12
		各特約の支払限度額について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	10.	保険料について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	11.	保険料の税務上取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	12.	「生協役員賠償責任保険」加入に際する理事会決議について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
Ш	. 雇	· 用慣行賠償責任保険 ····································	16
	1.	雇用慣行賠償責任保険とは	16
		保険契約者と被保険者	
	3.	保険期間	20
	4.	保険金をお支払いする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	5.	お支払いする保険金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	6.	保険金をお支払いできない主な場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	7.	期間中支払限度額および免責金額(自己負担額) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	8.	自動付帯される特約	24
	9.	任意に付帯できる特約	24
	10.	各特約の支払限度額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	11.	初年度契約始期日の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	12.	保険料について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	13.	「雇用慣行賠償責任保険」加入に際する理事会決議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

	14.	Q & A······ 26	
IV.	お	F続きその他 ······ 28	
	1.	R険料のお見積りについて ····· 28	
	2.	テ後のスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	
	3.	事故が発生した場合の手続き ······ 28	
	4.	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29	

I. 経営リスク保険制度について

1. 経営リスク保険制度の概要

『経営リスク保険制度』は、「生協役員賠償責任保険」と「雇用慣行賠償責任保険」をセットにした商品です。「雇用慣行賠償責任保険」は、「生協役員賠償責任保険」にご加入いただいた場合に併せてご加入いただけます。

① 生協役員賠償責任保険とは

業務として行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に、組合員または会員生協、第三者から賠償請求を提起された場合に備えて、生協役員が被る損害(損害賠償金や争訟費用など)を補償する保険です。

② 雇用慣行賠償責任保険とは

被保険者が行った「各種ハラスメント」「配置・昇進等の差別」「不当解雇等」「不当な雇用慣行等」等の行為により、生協自身や役員または従業員に対して損害賠償請求がなされた場合に被る損害(法律上の損害賠償金および争訟費用など)を補償する保険です。

経営リスク保険制度の補償対象イメージ

生協役員賠償責任保険

雇用慣行賠償責任保険

役員責任追及への備え

ハラスメント等への備え



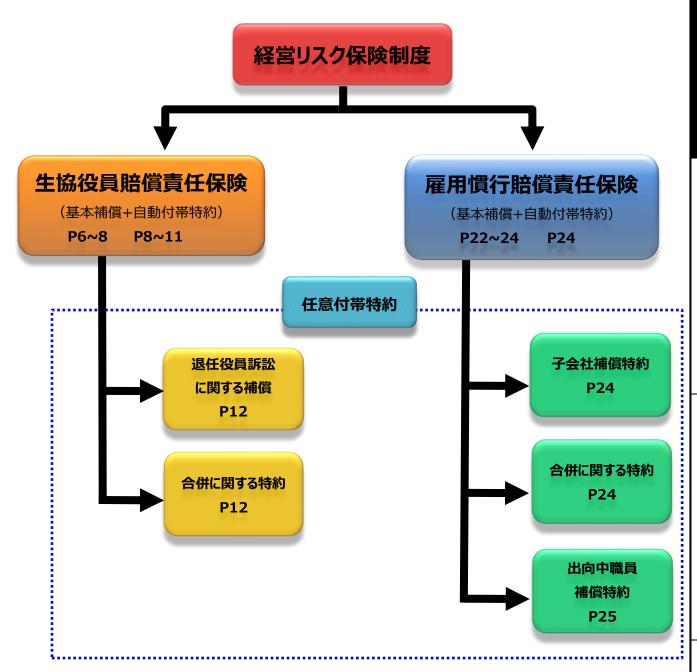
役員



既存の「生協役員賠償責任保険制度」に「雇用慣行賠償責任保険」をセットすることで、役員だけでなく生協法人やそこで働く職員のハラスメント等のリスクにも対応できるようになりました。それにともない、2023年度より制度名称を「経営リスク保険制度」に改めました。

2. 制度の商品構成

経営リスク保険制度の商品構成は次のとおりです。



- ※2024 年度募集から、出向中の職員を対象とする「出向中職員補償特約」を設定 しています。詳細はこのパンフレットのP25 を参照ください。
- ※生協役員賠償責任保険のみのご加入は可能ですが、雇用慣行賠償責任保険のみのご加入はできません。また、雇用慣行賠償責任保険にご加入いただく場合、 生協役員賠償責任保険と保険期間を同じにする必要がありますので、同時にお申し込みいただきますようお願いいたします。

3. 経営リスク保険制度の加入方法と雇用慣行賠償責任補償の対象者について

経営リスク保険制度では雇用慣行賠償補償の対象範囲に応じ次の加入方法を用 意しています。

貴生協で必要な補償対象者をご確認の上加入方法をご選択ください。

		雇用慣行賠償責任補償の対象者					
	加入方法		生協	生協	子会社	子会社	子会社
		役員	法人	従業員	役員	法人	従業員
パターン①	生協役員賠償責任保険*1	0	×	×	0	×	×
パターン②	生協役員賠償責任保険+ 雇用慣行賠償責任保険*2	0	0	0	0	×	×
パターン③	生協役員賠償責任保険+ 雇用慣行賠償責任保険 +子会社補償特約 ^{※3}	0	0	0	0	0	0

- ※1.生協役員賠償責任保険では、自動付帯されている雇用慣行賠償責任補償特約 で、生協役員、子会社役員の雇用慣行賠償責任補償が対象です。
- ※2.②では「生協役員賠償責任保険に自動付帯されている雇用慣行賠償責任補償 特約」と「雇用慣行賠償責任保険の補償範囲」で生協役員対象部分の補償が 重複します(特約を外すと子会社役員が対象外になるため統一付帯)。
- ※3.③では雇用慣行賠償責任保険と子会社補償特約にてカバーできるため、「生 協役員賠償責任保険に自動付帯の雇用慣行賠償責任補償特約」を外します。
- ■生協役員賠償責任保険には、このほかに必要に応じて「退任役員訴訟に関する補償」「合併に関する特約」を付帯することができます。
- ■このページでは雇用慣行賠償責任と子会社補償特約部分の補償対象者についての みご説明しています(2024年度設定の「出向中職員補償特約」については、この パンフレットのP25を参照ください)。

生協役員賠償責任保険の他の補償内容については、「お支払いする保険金」「自動付帯される特約」の項でご確認ください。

Ⅱ. 生協役員賠償責任保険

1. 生協役員賠償責任保険とは

生協役員賠償責任保険とは、各生協(各事業連合、日本生協連含む)の役員が、 業務として行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に組合員また は会員生協、第三者から役員個人が損害賠償請求を提起された場合に備えて、被保 険者が被る損害(損害賠償金や争訟費用)を補償する保険です。

●役員が個人として責任を問われる場合

役員の行為や意思決定・判断によって生協に何らかの損害が生じた場合、善管注意義務違反・忠実義務違反等を理由として「役員の生協に対する損害賠償」が追及される可能性があります。また、不法行為等で第三者(組合員、取引業者、職員等)に損害を生じさせた場合も当然ながらその者から責任追及をされるおそれがあります。行為を行った役員だけではなく、理事会の決議に賛成した、もしくは議事録に異議をとどめなかった役員も同様の責任を負うと考えられます。また、理事会の決議事項以外でも理事会の構成員として、他の役員の行為を監視すべき義務を怠ったとして責任を追及されることも考えられます。

具体的には、新規事業の行き詰まり、不公正な取引による競業者の損害、不当 解雇・雇用差別などさまざまなケースで訴えを起こされる危険が潜んでいるとい えます。

生協役員賠償責任保険導入のメリット

- ○生協役員賠償責任保険に加入することにより、役員の方々が安心して経営に専念できます(近年は生協外の団体の方に役員をお願いする機会も増えており、その必要性が高まっています)。
- ○役員に対する損害賠償請求が発生するおそれ(組合員からの提訴請求や第三者からの予告通知等)が生じた場合、引受幹事保険会社が必要と認めた弁護士への相談費用等の初期対応費用を補償します。

(提訴請求対応費用補償特約、初期対応費用補償特約を自動付帯)

- ○役員が退任された後の本人やご家族(相続人)への損害賠償請求に対しても、ご契約を継続いただいている限り補償が継続します。
- ○言いがかり的な訴訟に巻き込まれた場合の弁護士費用等も補償します。
- ○被保険者である役員が、業務として行った不当解雇等、配置・昇進等の差別、セクハラ、パワハラにより損害賠償請求を受けた場合も補償します。2019年4月1日より不当な雇用慣行等やアルハラ、マタハラ等の各種ハラスメントにより損害賠償請求を受けた場合も補償します。

(雇用慣行賠償責任補償特約を自動付帯) ※

※「雇用慣行賠償責任保険」に子会社補償特約を付帯して加入する場合、補償対象者 が重複するためこの特約は付帯されません(P3の加入パターン③に該当します)。

2. 保険契約者と被保険者

保険契約者	日本生活協同組合連合会
加入対象者	日本生協連の会員生協、会員事業連合、医療福祉生協、 大学生協
被保険者	① 各生協のすべての理事、監事、執行役員(非常勤役員を含みます。) ② 上記の方々の相続人 ※執行役員は、生協法上では役員ではないため代表訴訟の対象とはなりませんが、第三者に対する責任を問われることが考えられるため、「執行役員・追加被保険者特約」により被保険者に含みます。 ※既に退任している役員および保険期間中に新たに選任された役員の方も自動的に被保険者となります。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任されている役員は除きます。 ※子会社の役員も補償されます(相続人を含む)。 ※子会社とは生協が直接、間接を問わず総株主の議決権の過半数を有する株式会社とその他の生協がその経営を支配している法人として会社法施行規則に定める法人をいいます。
保険適用地域	日本国内

【被保険者の範囲】

会員生協			会員生協	の子会社
理事	監事	執行役員	取締役	監査役
©	0	0	0	0

ご注意ください!

- ✓ 生協役員賠償責任保険に付帯される「⑯雇用慣行賠償責任補償特約 (P10)」の補償の対象となる被保険者は加入対象者である生協の役員および子会社役員に限られます。
- ✓ 生協自身や職員がハラスメント等で訴えられた場合は「雇用慣行賠償責任保険」で しか補償されません。

3. 保険期間

保険期間は1年間(4月1日制度保険始期)です。

- ※ 中途加入の場合は、所定の締切日に応じて毎月1日を保険始期とし、翌4月1日を 満期日とします。
- ※ 訴訟中の生協につきましては、訴訟案件が終了するまで、本制度にはご加入できません。

4. お支払いする保険金

生協役員賠償責任保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

	保険金の種類	支払方法
(1)損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者への 賠償債務の弁済のために支払う金 額	損害賠償請求権者へ賠償債務 を弁済したときに、支払限度 額を限度にお支払いします。
(2)争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きに要した費用	(1)と合算して、支払限度額を 限度にお支払いします。

- ※ (1)の保険金には判決により支払いを命じられた訴訟費用または判決日までの遅延 損害金を含みます。
- ※ 税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において その約定によって加重された損害賠償金は、保険金支払の対象となりません。
- ※ (1)・(2)の合計額についてお支払いします。
- ※ (1)の保険金請求権については損害賠償請求権者に先取特権があります。損害賠償請求権者に(1)の保険金が支払われた場合、(2)にてお支払いする金額は、支払限度額から損害賠償請求権者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※ 他の保険契約から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれる ことがあります。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由または行為が認められた損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。適用の判断は個々の役員ごとに行われます。

- ① 違法に私的な利益や便宜の供与を得たこと
- ② 犯罪行為
- ③ 法令違反を認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由のある場合を含みます)行った行為
- ④ 違法な報酬または賞与等の受領
- ⑤ インサイダー取引
- ⑥ 政治団体、公務員、取引先の役員・従業員等に対する違法な利益供与

など

次の事由または行為が認められた、もしくは事由または行為があったとの申立てに基づく損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償 請求(※1)(※2)
- ② 初年度契約の保険期間の開始日より前に生協に対して提起されていた訴訟と同一

または関連する事実に起因する損害賠償請求

- ③ 保険期間の開始日において役員が損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っていた場合、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求(※2)
- ④ 保険期間の開始日より前になされていた役員に対する損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求(※2)
- ⑤ 汚染物質、核物質に起因する損害賠償請求
- ⑥ 身体障害、財物損壊、人格権侵害に対する損害賠償請求(※3)
- ⑦ 子会社の役員に対する賠償請求で、子会社の総株主の議決権の過半数を有しておらず、かつ、その子会社の経営を支配していない間に行われた行為に起因する損害 賠償請求
- ⑧ 他の役員、生協もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、またはこれらの者が関与して、生協もしくはその子会社の議決権を有する者、および生協もしくはその子会社に対して役員等の責任を追及する訴えを請求することができる者からなされた損害賠償請求(※4)(※5)
- ⑨ 子会社の株式を 10%以上保有する大株主(株主権または議決権行使の指示を与える権限を有する者を含みます)からなされた損害賠償請求、または大株主が関与して、生協もしくは子会社の議決権を有する者および生協に対して株主代表訴訟等を提起できる者からなされた損害賠償請求

など

- ※1 「先行行為補償特約」により、保険証券記載の初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、被保険者の範囲は拡大されないため、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。
- ※2 「一連の損害賠償請求」とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償 請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因す るすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償 請求がなされた時にすべてなされたとみなされます。
- ※3 「雇用慣行賠償責任補償特約」により、役員が業務として行った職員に対する不当解雇等、配置・昇進等の差別、セクシャルハラスメントなどの各種ハラスメント、不当な雇用慣行等に起因する上記⑥の損害賠償請求は保険金支払の対象となります。
- ※4 「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、争訟費用にかかる損害を補償することができます。(損害賠償金は対象外です。)
- ※5 「退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約」を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償することができます。



現在、他の保険会社でご加入されている場合の取扱いについて

本制度では、「初年度契約」の保険期間の開始日より前に退任された役員は 補償の対象となりません。ただし、現在有効な「役員賠償責任保険」に加入し ていることを証明する書類(引受保険会社が発行した付保証明や保険証券の写 し)をご提出いただける場合は、この<u>「初年度契約」を他損保でご加入されて</u> いた契約の開始日としてお取扱いします。

6. 期間中支払限度額および免責金額(自己負担額)

下記プランA~プランDより選択していただきます。

1事故・	保険期間中支払限度額	免責金額(自己負担額)
プランA	5,000万円	なし
プランB	1億円	なし
プランC	2億円	なし
プランD	3億円	なし

※上記以外のプランをご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

※保険金をお支払いした場合は、それ以降の保険期間についてはそのお支払いした保険金を差し引いた残額が支払限度額となります。

7. 自動付帯される特約

この保険には、下記の①~⑯の特約が自動付帯されます。

①株主代表訴訟補償	代表訴訟で敗訴した場合の損害について保険金をお支払いしま
特約	す。
②執行役員·追加被保険	執行役員は生協法上の役員ではないため、代表訴訟の対象とは
者特約	なりませんが第三者に対する責任を問われることが考えられる
	ため、被保険者に追加します。
③提訴請求対応費用	組合員が生協に対して役員の責任を追及する訴えを起こすよう
補償特約	提訴請求がなされてから、実際に代表訴訟が提起されるまでの
	間に、役員が支出した弁護士への相談費用等を補償します。 本
	特約により、他の保険金と合算して期間中支払限度額の範囲内
	で補償します。
④訴訟関係費用補償	民事訴訟法に規定される証拠収集手続(当事者照会、文書提出
特約	命令)に対応するため役員が支出した文書作成費用等を他の保
	険金と合算して期間中支払限度額の範囲内で補償します。
⑤補助参加費用補償	役員が組合員代表訴訟を提訴され、役員賠償責任保険で補償さ
特約	れる場合に、生協が被告役員側に補助参加したことにより生協

<u></u>	
	が負担する争訟費用を補償します。
	*裁判所が補助参加を認めない場合には、保険金をお支払い できません。
	│ できません。 │ *本特約による保険金のお支払いは、主契約の期間中支払限
	度額の 10%に相当する額または 1,000 万円のいずれか低い
	額となります。
	*争訟費用前払支払特約を付帯した場合も含め、争訟費用の
	前払いはできません。
⑥会社(生協)訴訟一部	次に掲げる訴訟の提起による損害賠償請求がなされたことによ
補償特約	り、被保険者である役員が負担する法律上の損害賠償金および
	争訟費用を補償します。
	*組合員から生協に対して役員の責任を追及する訴えの提起
	の請求がなされた場合に、その請求に基づいて生協が役員
	に対して提起する訴訟
	*第三者(注)から生協に対する損害賠償請求に基づき、生
	協が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、役員の責任
	を追及するために生協が役員に対して提起する訴訟
	(注)「第三者」とは、「他の被保険者、生協、生協の子会社、
	生協の子会社の株主、生協の職員および子会社の職員」以
	外の者をいいます。
⑦初期対応費用補償	第三者賠償請求の予告通知等を受けた場合に、弁護士への相談
特約	費用等の初期対応費用を補償します。
⑧公告・通知費用補償特約	組合員代表訴訟の手続きにおいて、生協が組合員等に対して公
- ホソ -	告・通知を行う場合の次の費用を補償します。
	・組合員代表訴訟の提訴請求を受けた結果として、生協が役
	員に対して責任追及を行わない場合に、その理由を組合員
	に通知するための費用(不提訴理由通知費用)
	・組合員代表訴訟の訴訟告知を受理した場合に、その旨を公 告するための費用(訴訟告知受理公告・通知費用)
 <pre></pre>	組合員から提訴請求または代表訴訟が提起された場合に、その
ング費用補償特約	影響を軽減するための対策について生協がコンサルティング会
	社に相談した場合の次の費用を補償します。
	・コンサルティング会社から支援、指導または助言を得るた。
	めに支出した費用
	・対策を講じるために要した損害賠償請求の原因または対応
	を説明するために行う新聞、テレビ等による会見、広告費
	用等
⑩提訴請求調査費用補償	組合員から提訴請求がなされた場合に、生協が提訴請求に掲げ
特約	られた事実関係について調査を行うために要した費用を補償し
	ます。
①第三者委員会設置費用 据偿性的	第三者から予告通知を受けた場合または組合員から提訴請求が提起された場合に、生物が不送事について調本し、その結果を
補償特約	提起された場合に、生協が不祥事について調査し、その結果を

	組合員等の利害関係者に対して開示するために第三者委員会を
	設置した場合の次の費用を補償します。
	・委員に対する報酬
	・報告書作成等の委員会活動に要した費用
12)争訟費用前払支払特約	損害賠償金を支払うに先立って、あらかじめ争訟費用を支払う
	ことができる旨を定めた特約です。
	ただし、普通保険約款および特約によりその損害が補償されな
	いこととなった場合や、先取特権を有する損害賠償請求権者に
	対して支払われる保険金との関係等で既に支払われた争訟費用
	の全部または一部について、返還しなければならない場合があ
	ります。
13先行行為補償特約	保険証券記載の初年度契約の保険期間の開始日の 10 年前の応
	当日以降に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、
	本特約を付帯した場合であっても、被保険者の範囲は拡大され
	ないため、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任してい
	る役員の方は補償対象となりません。
	※「合併に関する特約」が付帯される場合は、その特約記載
	の法人の役員の方については特約記載の期日の 10 年前の
	応当日から合併日までの間に行われた行為に起因する損害
	を補償します。ただし、合併前の生協が加入していた役員
	賠償責任保険の初年度契約の保険期間の開始日より前に退
	任している役員の方は補償対象となりません。
4 証券適用地域特約	日本国内で提起された損害賠償請求にかかる損害に限り補償し
	ます。
15会社補償特約	役員が業務上の賠償責任を負った際に、役員の個人負担すべき
	損害賠償金や争訟費用を生協が負担する契約(補償契約)を生
	協と役員間で締結している場合に、生協が損害賠償金や争訟費
	用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払いま
	す。ただし、当該損害が役員賠償責任保険で補償される場合に
	限ります。
16雇用慣行賠償責任補償	役員が業務として行った不当解雇等(※)、配置・昇進等の差別、
特約	セクシャルハラスメントなどの各種ハラスメント、不当な雇用
	慣行等の行為により、保険期間中に損害賠償請求を受けたこと
	により被る損害を補償します。ただし、本特約では役員が行っ
	た行為のみが補償対象となるため、職員が起こしたセクシャル
	ハラスメントなどの各種ハラスメント等により役員が訴えられ
	た場合は補償対象となりません。
	また、被保険者の「犯罪行為」に起因する損害賠償請求を免責
	としているため、被保険者の行為が「犯罪行為」に該当する(刑
	罰が適用されるなど)場合には、本特約においても保険金は支
	払われません。
	※不当解雇等とは、解雇、退職または定年について不当に差
	別的な取扱いを行うことをいいます。

<注意>

「雇用慣行賠償責任保険」に子会社補償特約を付帯して加入する場合、補償対象者が重複するためこの特約は付帯されません (P3 の加入パターン③に該当します)。

お

8. 任意に付帯できる特約

この保険には、下記の特約が任意付帯できます。

(1)退任役員訴訟に関する補償(セット加入)

① 退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約

この特約は、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した他の役員への損害賠償請求について、争訟費用にかかる損害を補償することができます。ただし、当事者同士の馴れ合いに基づく訴訟による損害や役員同士の内輪もめを原因とする訴訟による損害に対しては、保険による補償を提供するべきではないという観点から、以下に該当するものについては、補償されません。

- ■退任役員からの訴訟に敗訴した場合の損害賠償金
- ■訴訟を提起する退任した役員が在任中の行為・退任後に関与した行為
- ■訴訟を提起する退任した役員自身の争訟費用

② 退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約

この特約を付帯することで、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償することができます。

ただし、訴訟を提起または関与した退任役員が在任中の行為や退任後に関与した行為に起 因する損害賠償請求については、保険金をお支払いしません。また、訴訟を提起または関与 した退任役員自身に対しては、保険金をお支払いしません。

なお、本特約は「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」とセットで付帯いただきます。 *本特約の支払限度額は、主契約の支払限度額の内枠として、主契約の支払限度額の30%相当額、または 5,000万円のいずれか低い額が適用されます。

【本特約の限度額】 プラン名(主契約保険金額):上記特約の支払限度額

プランA (5,000 万円):1,500 万円 プランB (1 億円):3,000 万円

プランC (2 億円): 5,000 万円 プランD (3 億円): 5,000 万円

(2)合併に関する特約

この特約を付帯することで、生協の合併等により消滅した生協の役員が初年度契約日から合併日までの行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被る損害を補償することができます。合併を行った、または合併予定の生協には原則として付帯します。

ご注意ください!!

生協が合併または資産のすべてを第三者に譲渡した場合、そのままでは合併日 (譲渡日)以降に行われた行為について、保険金支払の対象になりません。 上記特約によって補償されますので、合併を予定されている場合は、必ず、事 前に取扱代理店にご連絡ください。

9. 各特約の支払限度額について

各特約の支払限度額は補償ごとに異なります。また、お支払いする保険金がご加入される支払限度額の範囲内でお支払いされるもの(内枠払い)、ご加入される支払限度額とは別にお支払いされるもの(外枠払い)があります。

各特約別に整理すると次のとおりです。

〇自動付帯される特約

特約名	支払限度額	支払方法
①株主代表訴訟補償特約	主契約に同じ	内枠
③提訴請求対応費用補償特約	主契約に同じ	内枠
④訴訟関係費用補償特約	主契約に同じ	内枠
⑤補助参加費用補償特約	主契約の 10%または 1,000 万円のいずれか低い額	外枠
⑥会社(生協)訴訟一部補償特約	主契約の 10%または 3,000 万円のいずれか低い額。主 契約の 10%が 1,000 万円以 下の場合、1,000 万円	内枠
⑦初期対応費用補償特約	主契約に同じ	内枠
⑧公告・通知費用補償特約	主契約に同じ	内枠
⑨危機管理コンサルティング費用補償特約	主契約に同じ	内枠
⑩提訴請求調査費用補償特約	主契約に同じ	内枠
⑪第三者委員会設置費用補償特約	主契約に同じ	内枠
⑤会社補償特約	主契約に同じ	内枠
16雇用慣行賠償責任補償特約	主契約の 10%または 1,000 万円のいずれか低い額	外枠

〇任意に付帯できる特約

特約名	支払限度額	支払方法
①退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約	主契約に同じ	内枠
②退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約	主契約の 30%または 5,000 万円のいずれか低い額	内枠

※上記以外の自動付帯の特約、任意に付帯できる「合併に関する特約」は支払限度額を定める特約でないため、記載を省略しています。

10. 保険料について

生協役員賠償責任保険の保険料を算出するには、次の「保険料算出必要書類」が必要となります。

保険料算出必要書類

- 1. 保険料算出質問書兼見積り依頼書
- 2. 直近年度1年間の事業報告書(貸借対照表等)

保険料は契約の条件によって異なりますので、個別に提示させていただきます。

11. 保険料の税務上取扱い

「当保険は、役員が生協に損害を与えた場合に備えた保険であり、加害者(役員)のために被害者である生協が保険料を支払うのはおかしい」等として、保険料の全額を生協が負担することは会社法上問題ありとする見解があります。そのため、代表訴訟において役員が敗訴した場合の損害を補償する「株主代表訴訟補償特約」の特約保険料については役員が負担する必要があります。

特約保険料は、保険料総額の10%となり、この特約保険料を役員全員で負担することになります。

ただし、2021年3月1日施行「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律」に伴い、「株主代表訴訟補償特約」の特約保険料を生 協が負担することについて理事会の決議を得ている場合は特約保険料を生協が負 担することが可能となりました。特約保険料をどちらが負担するのか事前に理事 会の決議が必要となります。

保険料の見積りに際しては、基本契約と特約に区分して保険料を提示します。

基本契約の保険料	経費として損金処理
株主代表訴訟補償特約部分の保険料	以下のいずれかとします。 ・役員の個人負担(報酬から天引き等) ・生協負担した場合は経費として損金処理

12.「生協役員賠償責任保険」加入に際する理事会決議について

2021年3月1日に施行されました改正生協法(2019年12月会社法改正に伴う生協法改正)の第31条の7の規定により、2021年度より「生協役員賠償責任保険(始期4月1日)」のご加入(新規加入・継続加入いずれも)にあたっては、事前に「理事会の決議」が必要となっております。つきましてはご加入に際しては事前に理事会にて下記内容を中心にご確認のうえ、決議を行ってください。

保険期間	2026年4月1日午後4時~2027年4月1日午後4時(1年間)
保険契約者	日本生活協同組合連合会
被保険者	生協のすべての理事、監事、執行役員(非常勤役員を含む)および子会社
	の取締役、監査役です。
補償の概要	被保険者が、その業務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受け
	たことにより、法律上の損害賠償金および争訟費用を負担することによっ
	て被る損害を保険金として支払います。
保険料	お見積書記載のご加入予定の保険料。
	株主代表訴訟特約の保険料(上記保険料の 10%)負担者。
	※「生協」もしくは「役員」のいずれが負担するか。
支払限度額	ご加入予定の「5,000万円~3億円」の支払限度額。
免責事由	免責事由の詳細は、2026年度経営リスク保険制度のご案内「Ⅱ.生協役員
	賠償責任保険 5.保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。
特約	自動付帯される特約は、2026年度経営リスク保険制度のご案内「Ⅱ.生協
	役員賠償責任保険 7. 自動付帯される特約」をご参照ください。
	(「8. 任意に付帯できる特約」の「①退任役員訴訟に関する争訟費用補
	償特約」、「②退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約」を付帯している場
	合はそちらもご確認ください)。
引受保険会社	共栄火災海上保険株式会社 (幹事)
	東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
取扱代理店	株式会社アイアンドアイサービス
	※必要に応じて非幹事代理店名を追加してください。

Ⅲ. 雇用慣行賠償責任保険

1. 雇用慣行賠償責任保険とは

雇用慣行賠償責任保険とは、被保険者が行った「各種ハラスメント」「配置・昇 進等の差別」「不当解雇等」「不当な雇用慣行等」等の行為により、生協法人自身 や役員または従業員に対して損害賠償請求がなされた場合に被る損害(法律上の損 害賠償金および争訟費用など)を補償する保険です。

(1) おすすめする背景

職場でのトラブル・悩みに対する都道府県労働局や労働基準監督署への相談は 増加を続け、ひどい嫌がらせなどを理由とする精神障害等での労災保険の支給決 定件数が上昇しているなど、ハラスメントは社会的な問題となりつつあります。

終身雇用制度の崩壊に見られるように、雇用形態が変わりつつある昨今、2016 年3月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関す るハラスメント防止措置義務が新設されました(2017年1月1日施行)。

また、2020年6月1日には職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主 の義務となりました。

相次ぐ法改正に伴い、これまで以上に、社会におけるハラスメントに対する意 識が高まっており、ハラスメントの問題が起きると、組合員に対する信用を失う ほか、貴重な人材を失うなど大きな損失となる恐れがあります。



生協本体や役・職員の負う「ハラスメント」をはじめとした「雇用慣行に関する 訴え」や「雇用・採用・解雇」に関する訴えにそなえることで生協の被る賠償 **責任を保全するとともに生協全体の信頼性を失わせる事態や職場が訴訟** 対応に追われる事態を防ぐことを目的としています。

(2) 2020年6月1日法改正について

2019年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部 を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・ 介護休業法が改正されました。職場におけるハラスメント防止のために、雇用管 理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

パワハラの防止対策義務	セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関す るハラスメントの防止対策義務	
①事業主及び労働者の責務 ②事業主に相談等をした労働者に対する不	左記に加え、自社の労働者が他社の労働者に セクハラを行った場合の協力対応	
利益取扱いの禁止		



1011 パワハラ加害者本人が不法行為責任を負うとされるほか、使用者も使用者 責任や安全配慮義務違反が問われることもあります。

(3) 雇用に関する訴訟事例

セクハラ 上司からの執拗な交際の強要、虚偽風評の流布

- ・女性支店長Bは、専務取締役Aから後継者の地位をちらつかされ、肉体関係 を迫られ、これを拒否するや仕事を取り上げられ、虚偽の性的内容の風評を 流布され、退職せざるを得ない状況に追い込まれたもの。
- ・また女性支店長Cは、専務取締役Aから、女性支店長Bと親密になるための協力を依頼され、協力しなければ被告会社での出世は望めないとの絶望感を持たされた上、専務取締役Aの協力を拒否するや仕事を取上げられ、虚偽の性的内容の風評を流布され、退職せざるを得ない状況に追い込まれたもの。
- ・岡山地裁は会社に対し、セクハラに対する精神的苦痛に対する慰謝料 230 万円、不当降格に対する未払い給料相当額 695 万円、違法行為による逸失利益 1,714 万円、弁護士費用 270 万円の支払いを命じる判決を下した。

パワハラ 長期間による嫌がらせと退職強要

- ・従業員Dは経営者から、「クビ」、「馬鹿かお前は」など長期間にわたり罵倒、 叱責を受けた。
- ・この他、経理書類の改ざん指示や個人的な雑用を強要、「代わりはいくらでもいる」と退職勧奨をされるなどした。
- ・従業員Dは、経営者による一連のパワハラ行為につき、賠償責任請求をした。
- ・これに対して東京地裁は、経営者に慰謝料および弁護士費用 110 万円の支払いを命じた。

マタハラ 妊娠を理由に降格

- ・副主任の地位にある女性社員Eが妊娠を理由に降格させられたとして、無効とする訴訟を起こした。
- ・これに対して最高裁では、男女雇用機会均等法第9条第3に違反するとして無効とし、企業に175万円の支払いを命じた。

マタハラ 妊娠中に不当解雇

- ・従業員の同意がないまま、妊娠中に不当に退職させられたとして、会社を相 手に賠償責任請求をした。
- ・東京地裁は退職を無効とし、未払賃金を含めた 250 万円の支払いを命じる判 決を下した。

アルハラ・パワハラ 飲酒の強要

- ・従業員Fは上司Gに飲酒を強要されて嘔吐した。翌朝、前夜の飲酒により酒気帯び状態であったが、上司Gに命じられて自動車を運転した。その後従業員Fは欠勤し、精神科を受診して復職したものの、体調不良による直帰を申し出たうえで直帰したが、上司Gは直帰を許可していないとして怒りを表す内容の留守電を残した。
- ・従業員Fは飲酒や酒気帯び運転の強要、留守電など上司Gからパワハラを受けたことによって適応障害になったなどと主張し損害賠償請求をした。
- ・東京地裁は精神的苦痛に対する慰謝料 70 万円の支払いを命じる判決を下した。

カスハラ クレーム対応の安全配慮義務違反

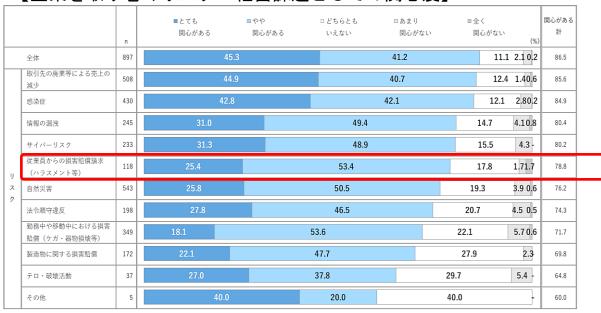
- ・教諭Hは児童宅を訪問した際に犬に噛まれて全治2週間の負傷をした。これについて児童の母親に架電で「賠償保険に入っていたら使わせていただきたい」と話したところ、児童の父から「妻に対する教諭の話が脅迫めいており、校長Iを交えて話がしたい」と申し入れてきた。
- ・校長 I は教諭Hから経過報告を受けると「賠償」という言葉を使ったことを非難し、教諭Hに単独訪問での謝罪を指示した。
- ・教諭Hは校長Iより保護者への謝罪を強要されたことを理由にうつ病を発症して休業したことについて、地方公共団体へ損害賠償を請求。
- ・甲府地裁は教諭Hが犬噛み事故の損害賠償を求めても権利の行使として何ら非難されるものではないことを指摘し、校長Iは教諭Hに対し職務上の優位性を背景に、職務上の指導等として社会通念上許容される範囲を逸脱して多大な精神的苦痛を与えたと判断。296万円の支払いを命じる判決を下した。

(4) ハラスメントリスクに対する組織の関心度

昨今の社会情勢や法改正の状況から、サイバーリスクに次ぐ関心事として、ハラスメント等に対する中小企業の約8割の方が「リスク」として認識しています。

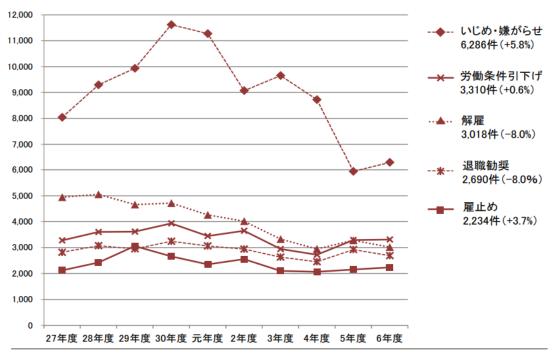
厚生労働省に寄せられた労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が増えており、従業員がハラスメントにより会社を訴えるリスクは高まっています。

【企業を取り巻くリスク―経営課題としての関心度】



(出典:損害保険協会 中小企業のリスク意識・対策実態調査 2021)

【民事上の個別労働紛争 主な相談内容別の件数推移】



※ ()内は対前年度比。

(出典:厚生労働省令和6年度個別労働紛争解決制度の施行状況)

2. 保険契約者と被保険者

保険契約者	日本生活協同組合連合会	
加入対象者	日本生協連の会員生協、会員事業連合、医療福祉生協、	
	大学生協	
被保険者	① 加入対象者である生協	
	② 生協の役員(非常勤役員を含みます)	
	③ 従業員(非常勤従業員、臨時社員、契約社員、派遣社員を	
	含みます。下請負人や個人事業主などの委託事業者は除	
	きます)	
	※生協子会社およびその役職員もオプションで被保険者に含めるこ	
	とができます。	
	※子会社とは生協が直接、間接を問わず総株主の議決権の過半数を	
	有する株式会社とその他の生協がその経営を支配している法人と	
	して会社法施行規則に定める法人をいいます。	

ご注意ください!

- ✓ 生協役員賠償責任保険に付帯される「⑯雇用慣行賠償責任補償特約(P10)」 の補償の対象となる被保険者は加入対象者である生協の役員および子会 社役員に限られます。
- ✓ 生協自身や職員がハラスメント等で訴えられた場合は「雇用慣行賠償責任 保険でしか補償されません。

3. 保険期間

保険期間は1年間(4月1日制度保険始期)です。

- ※ 雇用慣行賠償責任保険単独の加入はできません。
- ※ 雇用慣行賠償責任保険は生協役員賠償責任保険と同一の保険始期で加入する必要があります(中途加入する場合も同様です)。
- % 訴訟中の生協につきましては、訴訟案件が終了するまで、本制度にはご加入できません。

4. 保険金をお支払いする場合

次のいずれかに該当する行為に起因して、<u>被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害</u>に対して、保険金を支払います。

※保険の対象は「損害賠償」に限りますので、例えば下記により「給与の追加支払 を求められた・追加支払いが発生した」等はこの保険の対象となりません。

行為	内容	
配置・昇進等の	従業員の配置、昇進、教育訓練および住宅資金の貸付その他これに準ずる福	
差別	利厚生について不当に差別的な取扱いを行うことをいいます。	
不当解雇等	解雇、退職または定年について不当に差別的な取扱いを行うことをいいま	
个	す。	
	雇用に関し、次の①~⑧に該当する不当な行為、過誤、不作為、過失、誤っ	
	た陳述、誤解を招く陳述または義務違反をいいます。	
	① 口頭もしくは暗黙の雇用契約または準雇用契約に関する違反	
	② 雇用に関連した虚偽の説明	
	③ 不当な内定取消	
 不当な雇用慣行	④ 従業員に対する不適切な評価	
等	⑤ 従業員に対する不当な報復措置または迫害	
4	⑥ 従業員に関する照会があった場合に、その従業員について適切な回答を	
	しない行為	
	⑦ 雇用関連の名誉毀損、雇用関連プライバシーの侵害または雇用関連の不	
	当な精神的苦痛	
	8 ①~⑦のほか、雇用関連の不法行為(注)	
	(注)配置・昇進等の差別または不当解雇等を除きます。	
	職場において、教育、研究、学習および就労に関連して、被保険者の意図と	
	は関係なく、従業員に不利益や損害を与え、または個人の尊厳もしくは人格	
	を侵害する行為をいい、セクシャルハラスメント(注1)およびパワーハラス	
	メント(注2)を含みます。	
	(注1)職場において性的な言動が行われたことに対して従業員が労	
	働条件につき不利益を受けること、またはその言動によりその従	
ハラスメント	業員の就業環境が害されることをいいます。	
	(注2)職場において本来の業務の範疇を超えて人格および尊厳を傷	
	つける言動が行われたことに対して従業員が労働条件につき不	
	利益を受けること、またその言動によりその従業員の就業環境が	
	害されることをいいます。	
	※この保険で対象になるハラスメントとは職場における従業員に対し	
	ての行為を指し、被保険者が取引先(下請負人・コンサルタント・代	
	理人等を含む) から損害賠償請求をされた場合は対象となりません。	

5. お支払いする保険金

雇用慣行賠償責任保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

雇用慣行賠償責任保険でお支払いする保険金には、		火のものかめりよす。
	保険金の種類	支払方法
(1)損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者への 賠償債務の弁済のために支払う金 額	損害賠償請求権者へ賠償債務 を弁済したときに、支払限度額 を限度にお支払いします。
(2)争訟費用	損害賠償に関する争訟について、 訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調 停等に要した費用または権利の保 全もしくは行使に必要な手続きに 要した費用	(1)と合算して、支払限度額を 限度にお支払いします。
(3)訴訟対応費用	事族に対している。 事後ののでは、本文ののでは、本文ののでは、本文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大文のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	1事故および保険期間中につき1,000万円を限度にお支払いします。
(4) コンサルティ ング費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した、コンサルティング事業者が日本国内で行う次の①・②のいずれかに該当するコンサルティングに関する費用。 ①事故発生時の相談等対応 ②再発防止対応	事故が発生した時からその日を含めて180日が経過するまでの間に、コンサルティング事業者にコンサルティングを委託した場合に限ります。また、通常支出している人件費や弁護士顧問料等は含みません。 1事故および保険期間中につき500万円を限度にお支払いします。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由または行為が認められた損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。適用の判断は個々の被保険者ごとに行われます。たとえば、犯罪行為等を行った職員自身は補償対象外になりますが、その上司あるいは生協等に対して提起された損害賠償請求は補償対象となります。

- ① 犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
- ② 法令違反を認識しながら (認識していたと判断できる合理的な理由のある場合を含みます。) 行った行為に起因する損害賠償請求

など

次の事由または行為が認められた、もしくは事由または行為があったとの申立てに基づく損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求(※1)
- ② 初年度契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(※2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求(※1)
- ③ この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(※2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求(※1)
- ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償 請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求(※1)
- ⑤ 身体障害に対する損害賠償請求
- ⑥ 財物の滅失、損傷、汚損、紛失、または盗難(※3)に対する損害賠償請求
- ⑦ 特許権、著作権、商標権その他の知的財産権または営業秘密および個人情報に関する、不正流用、侵害、漏洩または違法行為に起因する損害賠償請求

など

- ※1 「一連の損害賠償請求」とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償 請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因す るすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償 請求がなされた時にすべてなされたとみなされます。
- ※2 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- ※3 これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

7. 期間中支払限度額および免責金額(自己負担額)

以下の支払限度額を基本設定としていただきます。

1事故・保険期間中支払限度額	免責金額(自己負担額)	
1,000万円	なし	

※上記以外のプランをご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

上記とは別に下記「8. 自動付帯される特約」の①訴訟対応費用補償特約、②コンサルティング費用補償特約ともに上記期間中支払限度額とは別にお支払いします(最大2,500万円お支払いします。)

8. 自動付帯される特約

この保険には、下記の①・②の特約が自動付帯されます。

①訴訟対応費用補償	事故に起因して、第三者から被保険者に対して日本国内に
特約	おいて提起された損害賠償金の支払いを求める訴訟につ
	いて、被保険者が支出した訴訟対応費用について保険金を
	お支払いします。
②コンサルティング	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した、コン
費用補償特約	サルティング事業者が日本国内で行うコンサルティング
	費用について保険金をお支払いします。

9. 任意に付帯できる特約

この保険には、下記の特約が任意付帯できます。

(1)子会社補償特約

雇用慣行賠償責任保険の基本補償では生協およびその役職員が補償対象であり、子会 社およびその役職員は補償されていません。

この特約を付帯することにより、生協子会社、子会社の役員および従業員を補償対象に追加します。

(2) 合併に関する特約

この特約を付帯することで、生協の合併等により消滅した生協の役員が初年度契約日から合併日までの行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被る損害を補償することができます。

(3) 出向中職員補償特約

この制度では出向中職員は出向受入先生協でご加入いただくことが基本です。しかし、 出向先が雇用慣行賠償責任保険に加入していない場合、出向中の職員が対象外になって しまいます。そこで出向元にて雇用慣行賠償責任保険に本特約を付帯し、出向元の雇用 慣行賠償責任保険の補償の対象とすることができます。なお、この特約を付帯した場合 に出向元にて補償することができる範囲は、「出向者が出向受入先生協の業務を遂行した ことにより負担した、法律上の損害賠償責任や弁護士費用等の争訟費用等」です。

※出向中とは

出向先の法人が「①給料等の負担を行う」かつ「②管理監督および指揮命令を行う」 の両方の条件を満たす場合。

出向先の生協が給与等を負担していない場合には『出向者』に該当せず、通常どおり 所属生協の従業員扱いになります(駐在等)。

※この特約を付帯する場合は、出向中職員全員の申告が必要です(一部の出向中職員 のみを対象にすることはできません)。

10. 各特約の支払限度額について

各特約の支払限度額は補償ごとに異なります。また、お支払いする保険金がご加入される支払限度額の範囲内でお支払いされるもの(内枠払い)、ご加入される支払限度額とは別にお支払いされるもの(外枠払い)があります。

各特約別に整理すると次のとおりです。

〇自動付帯される特約

特約名	支払限度額	支払方法	
①訴訟対応費用補償特約	1 事故および保険期間中に	₩ k t.	
(国)	つき 1,000 万円を限度	外枠	
②コンサルティング費用補償特約	1 事故および保険期間中に	外枠	
②コンリルノイング賃用価値付款	つき 500 万円を限度	フト作 	

〇任意に付帯できる特約

特約名	支払限度額	支払方法
(1)子会社補償特約	主契約に同じ	内枠
(3)出向中職員補償特約	主契約に同じ	内枠

11. 初年度契約始期日の取扱いについて

本保険において遡って補償可能とする「初年度契約の保険期間の開始日(以下、「初年度契約始期日」といいます)」について、生協役員賠償責任保険(雇用慣行賠償責任補償特約)に加入されていた場合、生協役員賠償責任保険契約の「初年度契約始期日」を雇用慣行賠償責任保険の「初年度契約始期日」として補償します。

12. 保険料について

雇用慣行賠償責任保険の保険料を算出するには、次の「保険料算出必要書類」が必要となります。

保険料算出必要書類

保険料算出質問書兼見積り依頼書

保険料は契約の条件によって異なりますので、個別に提示させていただきます。

13.「雇用慣行賠償責任保険」加入に際する理事会決議について

雇用慣行賠償責任保険は生協役員賠償責任保険と異なり、改正生協法 (2019 年 12 月会社法改正に伴う生協法改正) ではご加入にあたっての「理事会の決議」を必要としません。

14. Q&A

- Q1:安全配慮義務を問われるような自殺事故が発生してしまった場合は、労働災 害総合保険と雇用慣行賠償責任保険のどちらで補償されますか。
- A1:従業員から損害賠償請求をされた内容が身体障害に起因するものである場合、補償する保険は労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)になります。
 - ※基本的な考え方として、身体障害を伴う損害賠償請求であれば、労働災害総合保険の対象となります(労災認定されることが支払要件となります)。

雇用慣行賠償責任保険と労働災害総合保険の補償内容の違いについて

- ▶ 労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)で補償される賠償損害は、 ケガに対する治療費やケガにより働けなくなったことに対する逸失 利益および慰謝料などになります。
- ▶ 雇用慣行賠償責任保険で補償される賠償損害は、ハラスメントや不

当解雇などの行為によって働くことができなくなり、行為がなければ得られであろう報酬や名誉棄損に対する慰謝料などになります(身体障害に対する損害賠償請求は補償されません)。

- <例>上司にパワーハラスメントで殴られた従業員が失明し、上司および生協を訴えた。
 - ⇒ケガに対する補償なので労働災害総合保険での補償になります
- Q 2:生協の職員が商品の配達等を委託している下請人等からハラスメント等で 訴えられた場合は雇用慣行賠償責任保険の補償の対象となりますか。
- A 2:補償の対象外になります。補償の対象となる従業員の範囲から、「下請負人」「コンサルタント」や「代理人」は取引先のため除外されており、補償対象外となります。また、業務委託契約を締結した個人の方は会社と対等な立場となるため、一般の取引先と同じく対象外となります。
- Q3:生協職員が採用時の労働条件と異なるとのことで労働基準監督署に不服 の申し立てを行い、弁護士に依頼して意見書を作成する場合補償の対象と なりますか。
- A3:「不当な雇用慣行等」(P21参照)に該当する場合、補償の対象となります。
- Q4:雇用慣行賠償責任保険の被保険者の範囲を生協のみとするといったよう に補償を縮小することは可能ですか。
- A 4: 当該制度では制度商品の品質を担保するために被保険者の範囲の限定等の 補償の縮小はできません。

Ⅳ. お手続きその他

1. 保険料のお見積りについて

保険料の見積りにあたっては、株式会社アイアンドアイサービスのHPより「保険料算出質問書兼見積り依頼書」をダウンロードしていただき、必要事項を入力のうえ、必要資料を添付して以下のメールアドレスあてに送信してください。

(1) 保険料算出質問書兼見積り依頼書のダウンロードはこちらから

https://www.iandi-s.co.jp/08_baisyo/index.html ※ファイルを開く際のパスワードは郵送した募集案内文書を参照ください。

(2) 見積もりに必要な書類

- ①記入済みの上記ファイル
- ②「総資産確認資料として直近年度の貸借対照表(事業報告書)」

を添付して、(3)のアドレスにメールを送信してください。

(3) メール送信先 E-mail:

iandi@coopkyosai.coop

2. 今後のスケジュール

①保険料算出質問書件見積り依頼書

提出期限 : 2025 年 12 月 5 日 (金) ②契約申込書提出期限: 2026 年 2 月 13 日 (金) ③保険料振込期限 : 2026 年 3 月 6 日 (金)

3. 事故が発生した場合の手続き

万一事故が発生した場合には、以下の方法でお申し出ください。

- ①上記アイアンドアイHPに掲示の「入力用事故報告書」をダウンロードして入力
- ②入力済ファイルを、上記(3)のアイアンドアイサービスのメールアドレスに送信 (訴状等の書類は共栄火災との手続きの中でご提出いただきますので、アイアンドアイサービスには「事故報告書」のみをお送りいただければ結構です)。

〈ご通知いただく事項〉

- ■賠償請求を受けた日(賠償請求がなされるおそれのある状況を知った日)
- ■賠償請求に至った経緯、状況または背景
- ■保険証券番号と保険期間
- ■連絡先(生協のご担当者様の連絡先)
- ※ 示談金額を決定する場合には必ず事前に引受幹事保険会社にご連絡 ください。事前にご連絡をいただけない場合には、賠償金の一部また は全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4. その他

- ■このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点等につきましては、 取扱代理店または引受幹事保険会社までお問い合わせください。
- ■この保険契約は複数の保険会社による共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ■賠償責任にかかる事故が発生した場合、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)を請求する権利は、被保険者に優先して損害賠償請求権者に発生します(先取特権といいます)。費用保険金が保険金の内枠として含まれる場合は、賠償責任に対する保険金のみ損害賠償請求権者に優先してお支払いいたします。
- ■ご加入の際は必ず次ページ以降の重要事項説明書をご覧ください。

重要事項説明書

生協役員賠償責任保険

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)制度の仕組み

この保険は、日本生活協同組合連合会を保険契約者とし、各会員生協の 理事・監事・会計監査人(ただし、初年度契約の保険期間の始期日より 前に退任している理事・監事・会計監査人を除きます。)および前記の 方々の相続人を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいま す。)とする保険契約です。

子会社の役員等も被保険者に含まれます。

(2) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が生活協同組合の役員等としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に法律上の損害賠償請求を受けたことにより生じた、損害賠償金および争訟費用を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。

(3) 補償内容

①保険金をお支払いする場合

「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。

(4) セットされる主な特約

「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。

(5) 保険期間 (保険のご契約期間)

この保険の保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の中途でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となりますので「経営リスク保険制度のご案内」等でご確認ください。

(6) 引受条件(ご契約金額等)

「経営リスク保険制度のご案内」でご確認ください。

2. 保険料

保険料はご契約金額などにより決定されます。実際にご加入いただく にあたっての保険料は、「経営リスク保険保険料算出質問書兼見積もり 依頼書」をご提出いただき、個別にお見積りします。

※告知書のご回答内容によっては、ご契約いただけない場合があります。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

この契約から脱退される場合は、「経営リスク保険制度のご案内」記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。 詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

重要事項説明書

生協役員賠償責任保険

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とするご契約は、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務。通知義務

(1) ご加入時における注意事項 (加入依頼書の記載上の注意事項)

ご加入に際し保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項

- ①ご加入後に告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、 遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がな いと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがありま す。この保険では加入依頼書に☆印が付された項目がご通知いた だく事項(通知事項)となりますのでご注意ください。
- ②事故が発生した場合は、すみやかに「経営リスク保険制度のご案内」 に記載の連絡先までご連絡ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

「経営リスク保険制度のご案内」の「保険金をお支払いできない主な 場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し

- (1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を 不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約 は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または 強迫によって保険加入された場合は、ご契約の取消をさせていた だきます。この場合は、保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金をお支払いできません。

- ①ご加入者または被保険者が保険会社に保険金を支払わせることを 目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったことまたは詐 欺行為を行おうとしたこと

- ③ご加入者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④上記①~③のほか、ご加入者または被保険者が、保険契約の存続 を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返れい金

この契約から脱退される場合は、「経営リスク保険制度のご案内」に 記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の 条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金とし てお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄 火災営業店までお問い合わせください。

8. 万一事故が発生した場合には

- (1) 事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する 書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の 原因・発生状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類 をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきまし ては、保険金請求時にご案内いたします。
- (2) 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の お支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

10. 補償重複に関するご注意

お客さまのご契約について、補償内容が同様のご契約(この保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

11. お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ

(https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html)をご覧ください。

ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

重要事項説明書 **雇用慣行賠償責任保険** 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)制度の仕組み

この保険は、日本生活協同組合連合会を保険契約者とし、会員生協および役職員全員(非常勤役員・パート・派遣社員・アルバイト等を含みます。)を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。

子会社や子会社の役職員を被保険者に含めることもできます。

(2) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が行った「配置・昇進等の差別」「不当解雇等」「不当な雇用慣行等」「セクシャルハラスメント」「パワーハラスメント」等の行為として、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被る損害(法律上の損害賠償金および争訟費用)に対して保険金をお支払いします。

(3) 補償内容

- ①保険の対象となる損害
 - 「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。
- ②保険金をお支払いできない主な場合 「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。

(4)保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の中途でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となりますので「経営リスク保険制度のご案内」等でご確認ください。

(5) 引受条件(ご契約金額等)

「経営リスク保険制度のご案内」でご確認ください。

2. 保険料

保険料はご契約金額などにより決定されます。実際にご加入いただく にあたっての保険料は、「経営リスク保険保険料算出質問書兼見積もり 依頼書」をご提出いただき、個別にお見積りします。

※告知書のご回答内容によっては、ご契約いただけない場合があります。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

この団体契約から脱退される場合は、「経営リスク保険制度のご案内」 に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込 みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がござ います。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせく ださい。

重要事項説明書 雇用慣行賠償責任保険 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「経営リスク保険制度のご案内」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除 (クーリングオフ) を 行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とするご契約は、 クーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十 分にご確認ください。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項 (加入依頼書の記載上の注意事項)

ご加入に際し保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項

- ①ご加入後に加入依頼書の記載事項に変更が生じた場合は、すみやか に取扱代理店または共栄火災営業店までご通知ください。
- ②事故が発生した場合は、すみやかに「経営リスク保険制度のご案内」 に記載の連絡先までご連絡ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

「経営リスク保険制度のご案内」の「保険金をお支払いできない主な 場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し

- (1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険加入された場合は、ご契約の取消をさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金をお支払いできません。

- ①ご加入者または被保険者が保険会社に保険金を支払わせることを目 的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったことまたは詐欺 行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力 に該当すると認められること
- ④上記①~③のほか、ご加入者または被保険者が、保険契約の存続を 困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返れい金

この団体契約から脱退される場合は、「経営リスク保険制度のご案内」 に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時 の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金とし てお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火 災営業店までお問い合わせください。

8. 万一事故が発生した場合には

- (1)事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。
- (2) 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の 支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

10. 補償重複に関するご注意

お客様のご契約について、補償内容が同様のご契約(この保険以外の ご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。)が他 にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対 象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、い ずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補 償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いた だいたうえで、ご加入ください。

11. お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ

(https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html) をご覧ください

ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

ご加入内容の確認事項

~ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ~

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書や「経営リスク保険制度のご案内」を参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、「経営リスク保険制度のご案内」等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

- 1. ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - □ 補償の種類 (保険種類・補償する事故の範囲)
 - □ 補償の内容(お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)や 特約の内容
 - □ 保険金額(支払限度額)
 - □ 保険期間(ご契約期間)
 - □ 保険料・お支払方法(払込方法)
- 2. 加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店・取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「**あんしんほっとライン**」 **0120-044-077** (通話料無料)

※加入者証等にて証券番号をご確認のうえご連絡ください。

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てをおこなうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間:平日午前9:15~午後5:00

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (https://www.sonpo.or.jp/) をご覧ください。

ご相談・お問い合わせは

【取扱幹事代理店】

株式会社アイアンドアイサービス

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13

TEL 03-6836-1330

FAX 03-6836-1333

メール iandi@coopkyosai.coop

※この商品は会員生協や事業連合の代理店と 共同で募集しています。 【引受幹事保険会社】

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

〒105-8604

東京都港区新橋 1-18-6

TEL 03-3504-2898

FAX 03-3504-2948

【非幹事保険会社】東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

承認番号: 25-1689